

# 東京都保健医療計画の中間見直しについて【精神疾患（概要）】

## 1 保健医療計画の中間見直しの基本的考え方

- 次期、第8次計画への「つなぎ」として位置づけ、国指針の改正を踏まえ、ポイントを絞った見直しとする。

視点1：医療法に基づく事項

視点2：計画策定後の変化

視点3：他計画との整合

視点4：設定指標の「中間評価」

## 2 精神疾患に係る見直しの視点

「東京都障害者・障害児施策推進計画」の改定、及び精神保健福祉法の改正法案の廃案などの動きを踏まえ、記載内容を見直し

## 3 計画策定後の変化

- 精神保健福祉法の改正法案が廃案となり、現行の精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」の発出を受け、令和2年1月に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定（令和2年度から本格実施）
- 障害を理由とする差別の禁止や、「合理的配慮の提供」の民間事業者への義務化等を盛り込んだ、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を平成30年10月に施行
- 国指針の一部改正を受け、東京都障害者・障害児施策推進計画の改定を検討中。入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援等の課題に対応し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進すること等が必要
- 都立（総合）精神保健福祉センターを東京都の依存症相談拠点に設定したほか、ギャンブル等依存症対策基本法が施行される等、取組みの一層の推進が必要
- 災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院を指定

## 4 記載内容の見直し

### (1) 課題及び取組に関する事項

課題・取組	主な追加・修正内容
理解促進	・東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の策定及び条例に基づく今後の取組を記載
法改正廃案	・精神保健福祉法の改正法案の廃案や「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」の作成等について記載
地域移行	・入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が専門的治療を受けながら地域で安心して生活できるようにするための支援体制の検討等について記載
個別課題	・ギャンブル等依存症対策基本法の策定や、現在の都の取組（相談拠点の設定、専門医療機関の選定等）、依存症対策を進めていく上で必要な取組（普及啓発、人材育成、関係機関との連携強化等）等について記載
個別課題	・災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院の指定による災害時の受入れ体制の整備について記載

### (2) 評価指標に関する事項

課題・取組	項目	主な追加・修正内容
地域移行	退院率 (3カ月・6カ月・1年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指針の一部改正に基づき、目標値を令和5年度末へ再設定（退院率・長期在院者数）並びに新たに項目を追加（平均生活日数）予定</li> <li>※再設定後の目標値については、国が示す最新実績の状況（現在集計中）や検討状況等を踏まえ、東京都障害者障害児計画改定と併せ、整理・検討中</li> </ul>
地域移行	長期在院者数 (入院期間1年以上)	
地域移行	退院後一年以内の地域における平均生活日数	
個別課題	災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院の指定について新たに項目を追加</li> </ul>

## ※ その他の取組（中間見直し以外）

○ 前述の「記載内容の見直し」以外の、計画に関連する主な取組の状況は以下のとおり

※今回の中間の見直しは、法改正の状況などの大きな変化に関する事項にポイントを絞って実施

○課題・取組 ・項目	主な取組
○1-1 ・一般診療科と精神科の相互の連携体制の充実に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患地域医療連携協議会及び作業部会を設置し、連携体制の充実に向けて検討</li> <li>・地区医師会を通じて一般診療科向け研修を実施（H30～R1：累計26地区医師会）</li> </ul>
○1-2 ・円滑な紹介体制構築等の取組を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体科医療機関及び地域の関係機関と精神科医療機関との連携を推進するため、平成30年度に連携ガイドを作成し、関係機関への配布及びホームページ掲載を実施</li> <li>・今後も本ガイドを活用し、医療機関における連携を促進する取組を推進</li> </ul>
○2-2 ・精神身体合併症救急患者の円滑な受入れに向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定時(平成30年3月)3ブロックで実施していたが、現在は5ブロックで展開</li> </ul>
○3-2 ・地域移行・地域定着の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定一般相談支援事業所への指導・助言を年間約1,000件実施</li> <li>・グループホーム活用型ショートステイ事業やピアサポーターの育成及びピアサポーターを支援する職員への研修を実施</li> </ul>
○4-4 ・発達障害児(者)（支援の取組）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人期の発達障害者（主にASD）を対象とした専門的プログラムの活用マニュアルを作成し、医療機関を対象としたワークショップの開催や「発達障害者支援ハンドブック2020」（令和元年度改訂）へプログラムを掲載し、普及啓発を実施</li> <li>・成人期の発達障害に対応が可能な専門的医療機関を確保するための研修等を実施</li> </ul>

# 東京都保健医療計画の中間見直しについて【認知症（概要）】

## 1 見直しの視点

### 「東京都高齢者保健福祉計画」の改定

## 2 計画策定後の変化

- 平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、新オレンジプランの後継として、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。本大綱の基本的な考え方としては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされている。

## 3 記載内容の見直し（課題・取組）

### (1) 課題及び取組に関する事項

課題・取組	主な追加・修正内容
認知症の人の増加への対応	・「認知症施策の総合的な推進」として、「東京都認知症施策推進会議」や普及啓発について新たに記載
適切なケアの確保	・「医療・介護従事者の認知症対応力向上」として認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の人材育成について追記
安心して暮らせる地域づくり	・若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加の促進等の支援、家族介護者等への支援、若年性認知症の人の活動拠点の整備に係る支援等について追記
発症等を遅らせる取組・研究の推進	・「認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進」として認知症の発症や進行を遅らせるための取組の推進、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが保有するデータを活用した予防に向けた研究について記載
(項番ずれ)	・取組1-1、1-2を取組2-1、2-2に、取組2-1、2-2を取組4-1、4-2に修正

### (2) 評価指標に関する事項

課題・取組	項目	主な追加・修正内容
専門医療の提供体制の確保と地域連携の推進	認知症疾患医療センターの指定数	・項目を東京都高齢者保健福祉計画改定内容に併せて検討中
医療・介護従事者の認知症対応力の向上	かかりつけ医認知症研修受講者数	・目標値を東京都高齢者保健福祉計画改定内容に併せて再設定予定
医療・介護従事者の認知症対応力の向上	看護師認知症対応力向上研修受講者数	・目標値を他の項目の設定状況に合わせて再設定予定
認知症の人と家族を支える地域づくりの推進	認知症カフェの設置区市町村数	・項目を東京都高齢者保健福祉計画改定内容に併せて検討中